

顕彰状

建設アスベスト訴訟全国連絡会 殿

二〇〇八年五月に東京地裁に建設アスベスト訴訟を提訴して十三年。今年五月十七日に最高裁は、神奈川・東京・京都・大阪の1陣訴訟において、国の規制制限不行使の責任、企業の共同不法行為責任を認める原告勝利の判決を言い渡しました。「労働者ではない」とされた一人親方等に対する国の責任も認めた画期的な判決でした。

「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺・アスベスト被害」を訴えたたたかいは、各地で九〇〇人を超える原告と遺族がまさにいのちをかけ、弁護士団、支援者と強く連帯し、地裁・高裁と一步一步前進的な判決を勝ち取ってきたものです。

判決後、国の責任が確定したことにより、「建設アスベスト被害給付金法」が成立しました。原告以外の未提訴の建設アスベスト被害者をも救済するという訴訟の目的が一つ達成されました。すべてのアスベスト被害者の救済、そして新たな被害を出さない取り組みを前進させる歴史的な成果です。

ここに、建設アスベスト訴訟原告団・弁護士団そして全国連絡会の長年にわたるご苦勞と働くもののいのちと健康をまもる運動の前進に果たした大きな寄与を讃え、働くもののいのちと健康をまもる全国センター賞をお贈りいたします。

二〇二二年十二月八日

働くもののいのちと健康をまもる全国センター

理事長

埜田 和史

